

市政

令和3年1月号

特集

利便性の高いデジタル社会へ —マイナンバーカードの利用拡大が未来を開く

「公平・公正な社会の実現」「行政の効率化」「国民の利便性の向上」を目的に誕生したマイナンバーカード。今後発展していくデジタル社会の基盤として、2022年度末にほぼ全ての国民が保有することを目指しています。各種行政情報の連携、コンビニ交付サービスの実施のほか、本年3月からは一部の医療機関でマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになるなど、さらなる利用拡大が見込まれていることを背景に、都市自治体では普及・活用の取り組みに努めています。

今回の特集では、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの利便性や安全性、利用シーンの拡大がもたらす各種効果、自治体に求められる今後の課題などについて、有識者よりご寄稿いただきました。また、マイナンバーカードに付随するサービスの周知や取得促進、申請時における積極的なサポートや、マイナンバーカードの普及に伴うスマートシティへの展望など、都市自治体の取り組み事例を紹介します。

寄稿 1

デジタル社会のパスポート ～マイナンバーカードが未来を拓く～

HIRO 研究所代表 廣川聡美

寄稿 2

「スマートシティ加賀」の実現を目指して

加賀市長 宮元 陸

寄稿 3

三田市の挑戦 —便利なマイナンバーカード大作戦—

三田市長 森 哲男

寄稿 4

マイナンバーカードを 市民の健康づくりに活用

南国市長 平山耕三



デジタル社会のパスポート 〜マイナンバーカードが未来を拓く〜

HIRO 研究所代表

ひろかわさとみ
廣川 聡美



はじめに

マイナンバーカードは、デジタル社会で暮らし、活動するためのパスポート。デジタル社会を構成するサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）の両方に通用する、最強の「公的身分証明書」がマイナンバーカードであり、その利用シーンは次々に拡大している。遅滞なく準備を進めて、市民の利便性を高めたい。

マイナンバーカードとは

マイナンバーに関して、同じような用語が多いので、初めに整理しておこう。

まず、マイナンバーとは、行政手続を処理する際、住民の情報をコンピューターで安全確実に取り扱うために、住民一人一人に割り当てられているコード（12桁の番号）だ。正式には個人番号という。マイナンバーは、複数の行政手続・サービス間の情報連携の基盤として使うことが目的で、連携用のコードとも

いえる。

次は、マイナンバー制度。社会保障と税、災害対策は、社会システムを安定的に持続させるための根幹となる仕組みだ。これらの仕組みを公平・公正に運用するために、複数の行政機関などが管理する情報（エビデンス）を確認することが必要な場合がある。所得制限のある制度や、資格の確認を行う必要がある制度などがこれに当たる。制度の適用を受けようとする場合、かつては申請者が関係行政機関の窓口に向いて、紙の証明書を求め、それを添付して申請を行う、あるいは申請を受け付けた行政機関が、関係機関に文書による照会などを行うことで対応してきた。そのため、国民や企業、行政など、全ての関係者が多大な労力と時間を費やしていた。その原因は、行政機関をはじめとする関係機関が、個人についての共通のコードを持っていなかったからだ。

住所と氏名、もしくはそれぞれの整理番号（基礎年金番号や健康保険被保険者番号など

の顧客管理用コード）で管理されていた時代には、照会の対象者を検索するのに時間がかかるだけではなく、時には同名の別人と取り違えるということもあり、また、同一人と推定されても、確認するために相応の時間を要していた。この状態を改革するために導入されたのが、連携用共通コードとしてのマイナンバーであり、それを運用するための仕組みがマイナンバー制度なのだ。マイナンバーが導入された結果、サービスなどの申請の際に添付する証明書などを大幅に減らすことが可能となり、住民も行政も飛躍的に便利になった。

続いて、マイナンバーカード。マイナンバー制度にはもう一つの重要な役割がある。それは、「サイバー（仮想）空間とフィジカル（現実）空間の融合」が進む社会において、「本人が本人であることを証明」するとともに、相手方も確認し、自身を守るための仕組みであるということだ。サイバー空間で安全に暮らし、活動するための仕組みといってもよ

い。それを実現するためのツールがマイナンバーカードなのだ。

「サイバー空間とフィジカル空間の融合」が進む社会とは、わが国の次期社会システムのビジョンである「Society 5.0」が実現された社会だ。それは遠い未来のことではなく、既に実現されつつある。「本人が本人であることの証明」とは、現実の行政窓口などにおける身分証明に加えて、インターネットなどにおける種々の手続きや取引、情報やデータのやり取りなどにおける相互の確実な本人確認と、本人の意思の確認を意味している。フィジカル空間、特にローカルなエリアにおける社会経済活動は、通常、対面で行われるため、法律で定められた行政手続などを除けば、改めて本人確認を行う必要があまりなかったかもしれない。しかし、サイバー空間においては、相手が見えないので、相互に確認し合うことが必須の前提条件となるのだ。

マイナンバーカードの表面には、本人の顔写真と氏名、住所、生年月日、性別が記載されており、本人確認のための正式な身分証明書として利用できる。カードの裏面にはマイナンバーが記載されており、税・社会保障・災害対策といった分野の法令で定められた手続きを行う際の番号確認に利用できる。また、自治体の職員証や企業の社員証として使うことも可能だ。カードの券面が、フィジカル空間における身分証明なのだ（国家公務員

の身分証明書として、平成28年から使用されている。なお、職員証は勤怠管理のほか、入室管理や情報システムへのログイン認証など、マルチに利用可能である）。

一方、サイバー空間における身分証明は、カードのICチップの中に記録されている、公的個人認証サービス用の電子証明書などを使って行われる。公的個人認証サービスとは、インターネットを通じて、オンライン行政手続や各種民間サービスなどを利用する際に、他人によるなりすましやデータの改ざんを防止するための機能を提供するサービスで、高度な暗号技術を使った、次世代の社会基盤の一つである。マイナンバー制度を基盤として整備された仕組みだが、マイナンバーそのものは使用しないため、その用途は行政サービスに限定されず、民間サービスでも利用可能だ。サイバー空間のサービスを安全安心に利用するためには、マイナンバーカードを使って、公的個人認証サービスにより本人確認を受けることが、最も合理的・効率的なのだ。サイバー空間への公式入り口としてもよいだろう。そして、その鍵がマイナンバーカードなのだ。

広がる利用シーン

公的個人認証サービス（すなわちマイナンバーカード）の利用シーンは、次々と広がっている。

「証明書のコンビニ交付」は、全国のコンビニの端末で、住民票の写しや税証明書の交付を受けることができるサービスだ。令和2年11月現在、764の市区町村がサービス提供を行っており、対象人口は約1億400万人となっている。「e-TAX」は国税（所得税・消費税・相続税など）、また、「e-ITA-X」は地方税（住民税・固定資産税など）における申告・申請・納税などを、インターネットにより行うことができるサービスで、令和元年10月には、全地方公共団体で共通納税が開始されている。また、特許の出願や、年金の裁定請求など国の各府省における手続きも、同様にオンラインで行うことが可能だ。公的個人認証サービスは、さらに民間サービスでの利用も認められ、オンラインによる銀行口座や証券口座の開設手続、住宅ローンの契約など、利用シーンが拡大している。

自治体では、前橋市が母子健康情報サービスの提供を実施している。スマートフォンやパソコンを通じて、いつでもどこでも母子健康手帳に記載の健診結果や予防接種スケジュールなどの情報を閲覧できるもので、子育て世帯のために開発された。また、姫路市では図書館の利用ができるサービスを行っている。従来の図書館カードに加えて、マイナンバーカードでも本の貸し出しができるというものだ。

マイナンバーカードを持っていない人が誰でも利用することができる、サイバー空間における行政窓口がマイナポータルだ。マイナポータルは国が運営するオンラインサービスで、利用登録を行うと、一人一人に専用の窓口が設定される。イメージは郵便局の私書箱だ。子育てや介護をはじめとする行政手続がワンストップでできる。行政機関からのお知らせ、行政機関に登録された自分の個人情報の内容や、情報のやり取りの記録などを確認することもできる。

マイナポータルのサービスメニューは順次追加されており、現在は、児童手当や保育、ひとり親支援などに関する申請・手続を一つのサイトで行うことができる「子育てワンストップサービス」、介護認定申請や介護サービス申請などの介護に関する手続きができる「介護ワンストップサービス」、災害時の罹災証明書の発行申請などを行うことができる「被災者支援ワンストップサービス」、認可保育所の入所申し込みの際に必要な就労証明書(就労している企業などが作成)の作成サービスなどが稼働している。マイナポータルの機能やメニューは今後逐次追加され、将来的には、市町村から住民に必要と思われるサービスに関するお知らせがプッシュ型で送付され、窓口に行かなくても、マイナポータルで申請や手続きが完了するようになる。

令和元年6月に決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(デジタル・ガバメント閣僚会議)においては、健康保険証への利用(本年3月運用開始予定)をはじめ、さらなる利用シーンの拡大を図るとともに、マイナンバーカードの取得を促進する方策を講じることとされている。健康保険証として利用することにより、診療時における確実な本人確認と保険資格確認が可能となるほか、特定健診の情報の閲覧が開始される。本年10月からは、薬剤情報、医療費情報の閲覧ができるようになると同時に、お薬手帳としても使えるようになる。さらに、令和4年1月から、確定申告手続きにおける医療費の領収書が不要となり、申告に伴う負担が軽減される措置も実施予定である。

これらの措置により、被保険者の健康管理への活用や、保険資格確認に関わる保険者、医療機関などの事務コストの節減にも顕著な効果が期待できる。さらに同方針では、雇用保険の給付や職業紹介などの際の「ハローワークカード」としての活用や、大学などにおける職員証・学生証としての利用などが示されている。また、令和2年10月には、国家公安委員会が、令和8年中に運転免許証とマイナンバーカードを一体化する方針を発表したところだ。

自治体が果たすべき役割

これらの動きに対して、自治体は迅速かつ適切に対応することが求められている。自治体の役割は三つである。1番目は、オンライン化の推進。すなわち、申請・手続きのオンライン化や情報提供・発信のデジタル化だ。役に立つサービスや情報を、たくさんかつきめ細かく提供することにより、市民生活を便利に、暮らしやすくすることが求められている。2番目は、内部業務の機械化・自動化だ。増加するバックオフィス業務はICTに任せ、職員は職員でなければできない仕事にシフトさせる。そうしないと仕事が回らなくなる。今後、人口減少や少子高齢化が進むと、行政ニーズが増大する一方で、職員が増えることは期待できない。生産性を高めざるを得ないのである。3番目は、マイナンバーカードの普及促進だ。デジタル社会への移行を加速するために、市民への広報やカード申請の支援などを行い、マイナンバーカードの普及を積極的に推進する必要があるのだ。

デジタル化は、オンライン申請・手続きなどにより、市民の利便性を高めると同時に、古い組織風土や働き方を改め、市役所を改革する契機となる千載一遇のチャンスだ。このチャンスを生かすことが期待されているのである。

「スマートシティ加賀」の実現を目指して

加賀市長（石川県）

宮元 陸



南加賀唯一の「消滅可能性都市」に該当

加賀市は、石川県の南西部に位置しており、福井との県境にある人口6万5000人余りの自治体である。東京から飛行機で1時間30分、新幹線では3時間ほどで来ることができ、北陸新幹線の敦賀延伸に伴い、加賀温泉駅も新幹線停車駅として開業する予定である。

市の主な産業は、三つの温泉地を有する観光産業と、部品製造などのものづくり産業である。観光では、かつては年間400万人のお客さまが訪れていたが、現在は200万人弱まで落ち込み、その後一時的にインバウンド誘致に成功し長い不況から持ち直していたものの、世界的なコロナ禍により大きな打撃を受けている。一方のものづくり産業は、チェーンなどの部品を中心とした部品メーカーがものづくりを支えているが、完成品メーカーが不在のため、付加価値の低さが目立っている。

そんな中、私が市長に就任した翌年の平成26年に、人口流出や少子化が進み、将来的に消滅する可能性がある自治体を指す「消滅可能性都市」を日本創成会議が発表し、本市は金沢市以南の石川県内で唯一、該当する自治体となってしまった。この指摘により、市全体が大きな危機感を持つこととなった。状況を打破するため、未来の産業人材の育成を進めるとともに、新技術を積極的に導入し、産業集積を図りつつ、第4次産業革命を見据えたイノベーションをつくり上げ、スマートシティ加賀の実現へと大きくかじを切った。

デジタル化に向けた第1歩

本市は長期的な視点に立ち、「人材育成」と「新技術の導入」を2本柱に据え、新産業の創出とその先にある産業集積の基盤づくりを目標に成長戦略を描いている。その中で、まず目を付けたのがIoTである。

IOTなどのデジタル活用人材の育成は、

未来への投資と位置付けて取り組んでいる。若年層に対しては、令和2年から学校教育で必修化となったプログラミング教育を、平成28年の時点で総務省の実証事業に選定していたが、翌年には市内全小中学校で実施することができた。また、ロボレーブというアメリカ発祥のロボットプログラミング大会を、総務省・経済産業省・文部科学省をはじめ、NASAやJAXAよりご協力をいただき継続的に開催している。市内企業に対しては、加賀市イノベーションセンターを整備し、IoTセミナーの開催や、同センター内のファブラボやインキュベーション施設を活用したスタートアップ支援を実施している。

また、産業集積を図るため、官民連携による挑戦的な実証フィールドの提供を順次進めており、現在12の企業やベンチャーなどと連携させていただき、各者が開発を進める最新技術の実証フィールドとして本市を活用していただいている。

例えば、アバターの活用である。ANA

ホールディングス株式会社が開発したコミュニケーション型ロボットであるアバターを活用し、病院や介護施設の入所者との面会、市役所への行政相談を遠隔で行う実証を進めているところである。

他にも、ドローンの活用がある。将来の空飛ぶ移動革命を見越し、エアモビリティの管制プラットフォームを構築するため、ドローンを活用した市内全域の3Dマップを作製し

ているところである。また、昨年からクマの出没が多いことから、ドローンによるパトロールも始めたところである。

スマートシティ加賀の取り組み

スマートシティの実現に向けて、市民をはじめ、市内の産業団体や市民団体の理解と協力が必要である。そのため、令和元年8月に市内のほぼ全ての主要団体を網羅した、25の

関係団体が参画する、加賀市スマートシティ推進官民連携協議会を設立した。ここでは、スマートシティに関する情報交換、普及啓発をはじめ、実証事業の推進など、官と民が一体となりスマートシティの実現に向けて取り組んでいくこととしている。

さらに、令和2年3月には加賀市スマートシティ宣言を発信した。世界経済フォーラムが示している柱と整合させた「スマートシティ加賀・運営の5原則」を中心に据え、本市に暮らす人は安全安心で便利な生活へと質が向上し、また、本市を訪れた人を優れた魅力と大いなる活気で包み込む、そのような幸福と輝きが人と先端技術の調和によってもたらされるまち、すなわち「スマートシティ加賀」を市民共創で築いていくことを宣言し、スマートシティ実現のために市を挙げて取り組んでいくこととした。

令和2年度、内閣府や総務省、国土交通省のスマートシティ関連プロジェクトに五つの事業を採択いただき、各種先端技術の実証実験を実施しているところである。財源や地域資源に限りがある本市において、国の支援を受けながら、官民連携によるクリエイティブなスマートシティを目指して、消滅可能性都市から挑戦可能性都市への転換を図っていきたいと思っている。

スマートシティ加賀の実現に向けた行政デジタル化の推進

これからポストコロナ時代の大きな柱になっていくと考えられる行政手続きのデジタル化は、政府でも大きな話題となっている。本市では、平成30年3月にブロックチェーン都市宣言を行い、ブロックチェーン技術の活用による社会コストの削減や地域活性化に関する研究に取り組むこととし、令和元年5月にはブロックチェーン技術を活用した地域情報ポータルサイトを開設するに至った。そこを一つの窓口として、行政手続きや市民一人一人の行政に対する関心事も含め、このポータルサイトを中心とし、さまざまなサービスを展開していきたいと考えている。

また、令和元年12月には、世界最先端の電子国家であるエストニアにも拠点を持つGovTech企業・xID株式会社(旧blive社)と、次世代電子行政の実現に向けた連携協定を締結し、今後行政サービ



令和2年3月30日 加賀市スマートシティ宣言の様子



令和2年8月12日 トラストバンク川村代表(左)、xID日下CEO(中央)、宮元隆加賀市長(右)

スの核となるマイナンバーカードの利活用を見据えた行政サービスのデジタル化推進や、マイナンバーカードの普及などについて取り組むこととした。さらに、ふるさと納税総合サイトのふるさとチョイスを運営する株式会社トラストバンクとも連携させていただき、令和2年8月、xID社のデジタルIDアプリ

りとトラストバンク社の行政申請フォーム作成ツールとを連携させた電子申請システムを、全国で初めて本市で提供開始したところである。このシステムでは、マイナンバーカードを読み込んだxIDアプリによって本人確認と電子署名ができることから、マイナンバーカードをその都度読ませることなく、スマートフォンで24時間いつでもどこでも行政サービスをオンラインで申請できることを可能とするものである。本年度中には50種類の行政手続きをオンライン申請可能とすることで、非対面・はんこによる押印が不要、市役所へ足を運ぶ必要がないなど、市民の生活の質の向上を実現させる。

マイナンバーカードの取得促進と今後のスマートシティ加賀の展開

本市のマイナンバーカード申請率は、執筆時の令和2年11月末時点で60%を超えており、全国の市の中でトップの数字である。これはコロナ対策で非常に厳しい状況に置かれている市民生活の経済対策と、マイナンバーカードの申請を掛け合わせた市独自の施策の効果であり、令和2年3月1日の時点で12・7%の交付率であったことを考えると、一定の評価をしている

ところである。令和2年3月に策定したスマートシティ加賀構想および加賀市官民データ活用推進計画において、年度内に8割の申請率を目標と掲げており、ハードルは高いが目標達成に向けて引き続き取り組んでいく。

今後は、市民の多くが取得したマイナンバーカードを大いに活用し、さまざまなデータを連携させたサービスを展開していきたいと考えているが、マイナンバーカードの活用シーンが行政サービスの申請だけでは、市民や来訪者の利便性は大きく向上させることはできない。先進地エストニアでは、日本のマイナンバーカードに当たるeIDカードを銀行と連携させ、その後多くの民間サービスでの利用シーンが広がっていったと聞いている。これに見習い、本市でも民間サービスと連携することで、マイナンバーカードが市民生活の一部となることを目指し、その先に、データ駆動型のスマートシティ加賀の実現を目指す。

これまで本市が取り組んできたデジタル化の施策の全ては、最後にスマートシティの実現につながることから、あらゆるデジタル施策をどこよりも早く取り入れ、スマートシティ加賀を実現させることにより、産業の集積や住民のQOLを向上させ、消滅可能性都市からの脱却を目指すことが私の使命である。

三田市の挑戦

— 便利なマイナンバーカード大作戦 —

三田市長（兵庫県）

森

哲男

はじめに
— 本市の取り組みのあらまし —

三田市が「便利なマイナンバーカード大作戦」（以下、「大作戦」と銘打って、マイナンバーカード（以下、「マイナカード」）の普及促進に向けた戦略的かつ計画的な取り組みに着手したのは、平成30年5月のことである。その結果、マイナカード交付率を11・85%（平成30年4月末）から34・34%（令和2年10月末）へと、約2年半の間に3倍近く向上させることができた。

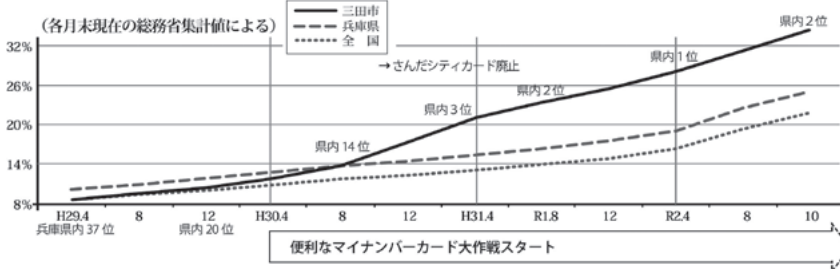
本市が大作戦に乗り出した背景には、諸証明自動交付機の利用が浸透していた点がある。自動交付機は、平成23年度から市内7カ所の公共施設に設置され、印鑑登録証である「さんだシティカード」（以下、「シティカード」）に設定した暗証番号で、住民票、印鑑証明書、所得証明書が発行できた。その結果シティカードは市民の約70%に普及し、自動交

付機での諸証明書発行は、全体のおよそ47%に上った。

一方で本市は、平成29年2月にマイナカードを利用した、諸証明書のコンビニ交付（以下、「コンビニ交付」）も導入していた。窓口や自動交付機よりも100円安い発行手数料を設定して利便性をアピールしたが、利用は低調であった。

そのような中で本市は、自動交付機の老朽化への対応として、ICTを活用したスマート自治体化を見据えながら、コンビニ交付に全面移行することを決断した。その最大の課題が、シティカードに代わるマイナカードの速やかな普及であった。

図 本市におけるマイナンバーカード交付率の推移



兵庫県三田市の紹介

本市は、「昭和の大合併」の過程で7カ町村の相次ぐ合併により成立した、当時としては比較的面積の広い自治体である。市制施行の昭和33年当時の人口は約3万3000人。その後、昭和50年代後半から入居が始まった大規模なニュータウンの開発や、発展のボトルネックとなった水道水源の確保、さらには鉄道・道路網の整備が進んだことで、昭和62年から10年連続で人口増加率全国一という急速な成長を遂げた。

しかしながら、平成25年の11万5000人を境として人口は漸減傾向に転じ、令和2



年10月末現在の推計人口は11万9111人である。そこで本市では、都市と里山とが共存する特長を生かして、人と自然、人と人が共生し、平和で元気で希望がもてる「人口減少にも負けないまちづくり」に、全市を挙げた「チーム三田」を合言葉に取り組んでいる。

これまでの挑戦

自動交付機の廃止を平成30年10月末日と定めたことから、差し迫った課題は、コンビニ交付の利便性を周知しつつ、それまでにマイナカードの普及率をどこまで引き上げられるかであった。

そこで「マイナンバーカード交付率30%」平成31年3月末まで」と、当時からすれば野心的な数値目標を掲げて、庁内関係部署の横断的連携による大作戦に着手したのである。着手後は、その時々の課題や国の施策との連携を踏まえて短期間でローリングさせながら、現時点まで五つのステップで段階的に取り組んできた。

●平成30年5月～ステップ1「マイナンバーカードの積極的な周知」

大作戦展開の地ならしとして、まず自動交付機廃止の告知と合わせた大掛かりな広報を展開した。

その際に強調したのが、「コンビニ交付の「全国どこでも」、「23時まで」、「1000円お得」といったメリットと、後述する申請サポート拡大の2点であった。

チラシは、マイナカード所管の市民課に限らずほぼ全ての応対カウンターに常備するとともに、対応に当たる職員ができるだけ説明を付して手渡しするように努めた。さらには、児童手当や国保税などの通知書への同封、住民自治組織や生涯学習団体への送付、シティカード所持者への直接送付、全戸折り込みと拡大させながら、さまざまな機会にチラシを目にしてもらう取り組みを集中的に進めた。併せて夏には、公用封筒にスタンプを押印し、市役所を挙げたマイナカードの普及活動をアピールした。



市役所ロビーでの申請サポート

●平成30年6月～ステップ2「申請サポートの拡大」

広報作戦と連動して、マイナカード申請サポートの拡大に着手した。市民課では、前年度から申請書の記入支援と無料の写真撮影を軸とする、申請サポートを事務所内にて事前予約制で実施していた。

ステップ2では申請機会をさらに広げる目的で、サポート会場を市役所本庁舎のロビーに移動して事前予約も不要とし、来庁のついでに申請ができる環境に改善した。これに合わせて窓口職員の「声かけ」も、「お帰りの際にロビーでマイナンバーカードを申請されませんか？」へと積極化した。

ロビーでの申請サポートは、マイナポイントのID設定支援と併せて現在も継続しており、利用者が絶えない。また庁舎開放空間の効果的な活用事例としても先例になると考えている。

さらに、市の出先窓口となる市内8カ所の市民センターでも申請サポートを開始し、後述するインセンティブ戦略と連動させて市立図書館や検診会場、確定申告会場での出張サポートも実施した。

●平成30年8月～ステップ3「インセンティブ戦略第1弾」

ステップ3では、マイナカードの利便性を市民に実感いただくことを主眼に、大掛かりなシステム変更を必要とせず、すぐに取り組めるインセンティブの拡大に取り組んだ。

具体的には、マイナカードの提示による市立図書館貸し出し上限冊数の6冊から10冊へ拡大と、マイナカードを印鑑登録証の代替と見なす対応の開始である。これらは、その後の整備によりそれぞれのシステムに実装され、現在では市独自のインセンティブとして定着している。

●平成30年10月〜ステップ4「インセンティブ戦略第2弾」

いよいよ自動交付機の廃止を控えて、インセンティブの拡充と定着化に取り組んだ。この段階からは、システムの整備を伴う取り組みとなることから、マイナカードそのものの利便性の訴求から一歩踏み込んで、行政手続きの簡素化をも視野に入れた取り組みとした。

まず、マイナカードを活用して児童手当や母子保健にかかる手続きを、マイナポータル経由によるインターネット申請を可能とした、子育てワンストップサービスと介護ワンストップサービスの導入である。次いで市立図書館のシステム更新に合わせて、マイナカードを図書館カードに代替可能とした。

次いで12月には、庁舎内にマイナカードを利用した証明書交付機を設置し、証明書を取得しに窓口へ来られたお客さままでマイナカードを所持されている方を案内し、手数料インセンティブを享受いただきながら、今後のコンビニ交付利用へのきっかけづくりとした。

●令和元年度〜ステップ5「さらなるバージョンアップを目指して！」

平成30年度中の取り組みを通じて、マイナカード普及率は県内第3位の20・65%まで向上した。しかしいまだ当初目標には届かず、マイナカードを行政サービス改革の基盤と位置付ける見地からも、一層の普及率向上に取り組むこととした。また、自動交付機の廃止による諸証明の窓口交付の大幅増加や、マイナカード申請数拡大の背後で、未交付滞留数が増大するといった新たな課題も生じた。

そこで窓口利用者にアンケートを実施し、コンビニ交付を利用しない理由を探るとともに、チラシを手渡してコンビニ交付のメリットをPRした。

さらに、新たな課題となった電子証明や未成年者のカード更新、マイナポイント制度の案内のタイミングに合わせて、コンビニ交付のメリットや出張サポート・時間外対応の活用を訴求するチラシを全戸に配布し、Facebookでの発信や長期の未交付者に対する交付勧奨通知にも取り組んでいる。

課題と展望

以上の取り組みを経て、令和2年8月に当初目標の普及率30%を達成できた。また、新型コロナウイルス禍に伴う特別定額給付金やマイナポイント給付事業をきっかけに、マイ

ナカードによるオンライン申請の認知度が急速に高まり、引き続き申請サポートコーナーはにぎわっている。

しかしながらこの過程でマイナカードの諸設定には、自治体ごとに人と機材というリアルな資源と手間を必要とし、かつ来庁・対面を必要とする仕組みであるという、構造的な課題が改めてクローズアップされたと考える。

来庁自粛を呼び掛ける中で、特別定額給付金に関連して数時間待ちの混雑が連日発生した暗証番号の(再)設定をめぐるトラブルは、豊かな里山環境の下でウィズ・コロナのリモートライフを訴求する「里山スマートシティ」を標榜する本市として、忸怩たるものがある。

本市では、オンライン化とワンストップ化を核とする「スマート市役所」の実現を目指している。そのインフラとなるべきマイナカードの諸手続きがアナログな人的サービスに依存している現状は、市民への説得力を欠くと言わざるを得ない。

国において進められようとしているデジタル化推進の取り組みの中で、訴求力のある利便性向上と併せて、マイナカード諸手続きのより一層のオンライン化や簡易化が推進され、名実ともにスマートな社会インフラに進化することを強く期待するものである。

マイナンバーカードを 市民の健康づくりに活用

南国市長（高知県）

平山耕三



南国市の紹介

南国市は、昭和34年10月、5町村が合併して誕生した。人口4万7000人、高知県の中央部に位置し、古くから稲作が盛んで豊かな平野が広がっている。律令時代には国府が置かれ、土佐の政治経済の中心地として栄え、歌人として有名な紀貫之が国司として赴任。帰京の際に心情をつづったのが、かの有名な「土佐日記」だ。戦国時代には、長宗我部元親が岡豊城を拠点として土佐を平定するなど、歴史豊かな「土佐のまほろば」として、今もいにしへのたたずまいを感じさせる。高知県の空の玄関、高知龍馬空港を有し、高知自動車道のIC、JR、路面電車のほか、高知新港にも隣接、陸海空の交通の要衝でもある。

企業誘致に力を入れてきたことで、市内には製造業、流通業、情報関係の企業が数多く立地するとともに、古くから製造業が盛んな土地である。また、市内のものづくり産業の活性化のため、ものづくりサポートセンター

の本年度中のオープンに向け、現在準備を進めている。

同時に、高知大学医学部、農林海洋科学部、国内唯一の海洋コアセンターや工業高等専門学校といった、高等教育機関が立地する学園都市でもある。

近い将来、必ず起きる南海トラフ地震の被害から市民を守るための防災にも力を入れており、東日本大震災後、海岸に14基の津波避難タワーをいち早く建設した。子どもたちが未来を感じられ、若者が住み続けたいと思いい、高齢者が経験を生かして地域に関わる、市民が生活する喜びを実感できるまちづくりを進めている。

地域活力の維持は住民の健康づくりから

本市は、南は太平洋、北は四国山地と南北に長い市だが、この地形に起因する悩みも抱えていた。今や生活に欠かせない光ケーブル網、情報通信基盤の民間整備が、市中心部以外は進まなかったことだ。IT企

業団地も立地している中で、市内のブロードバンド環境が整備されない状況に危機感を覚え、平成22年度に総務省補助事業により、未整備地区のほぼ全域に光ケーブル網を敷設。今ではテレワークや移住にも便利な環境が整っている。

また、市の高齢化率は30%を超え、特に中心市街地以外は、近い将来地域活動の存続自体が危ぶまれる状況となっている。少子高齢化が避けられない以上、元気な高齢者に地域を支えていただくことは不可欠となる。健康文化都市として、食育や住民主体の健康づくりの取り組みなど、市民の健康づくりへの関心は高いが、国民健康保険被保険者の特定健康診査の受診率は微増で推移、令和元年度実績で37・8%と伸び悩んでいる。要介護などの原因となる生活習慣病が医療費の5割近くを占めるなど、活力のある地域を守るためには、市民が自らの健康に関心を持ち、生活習慣を見直すきっかけになる仕組みづくりを行い、健康寿命の延伸を実現することが不可欠

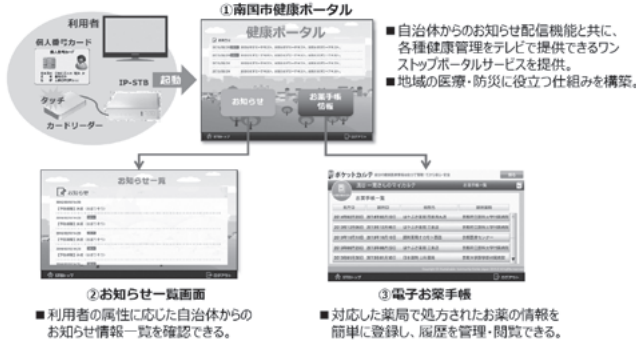
【図1】 南国市健康ポータル事業概要説明

システム概要

電子お薬手帳システム

»システム構築内容

「南国市健康ポータル事業」



【図2】 南国市母子健康情報サービス



- ・母子健康手帳の情報をスマートフォンやパソコンで確認。
- ・乳幼児健診の結果、予防接種の履歴は市がデータを登録。
- ・育児日記として利用。
- ・家族で成長を共有。
- ・市からお子さんに応じた予防接種や健診のお知らせ、イベント情報などをプッシュ型で配信。

と考えた。

市役所には市民の健康に関する情報が集められ、管理されている。その情報を市民が簡単に見られるようになれば、自分の生活習慣にも関心を持っていただけるのではないかと。ただ、個人情報を利用していただくためには、確実な本人認証が必要となる。この課題を解決するのが、平成28年に全国民を対象に交付が開始されたマイナンバーカードに付加されている、公的個人認証サービスの利用だった。また、サービス媒体も問題だった。インターネットサービスの利用率やスマートフォンの所有率は、このサービスを二番使っていた、きたり高齢者層に関しては低い。誰でも手軽に利

パブリッククラウドの利用

用できなければ意味がない。こうして、どの家庭にもあり、誰でも利用するテレビを媒体とし、市全域で利用可能な高速ブロードバンド環境、マイナンバーカードを利用した市民の健康づくりに資するサービスとして「南国市健康ポータル事業」を開始した。(図1)

このサービスを構築する上で考えたのは、本市が独自でシステムを開発する必要はないのではないかということだった。すでに民間で提供されているクラウドサービスを組み合わせさせてサービスが提供できれば、構築費も運用費も抑えられ、大規模災害時のアクセシビリティも確保される。スマートフォンスタートで徐々に利用できるサービスを増やしていくこととした。

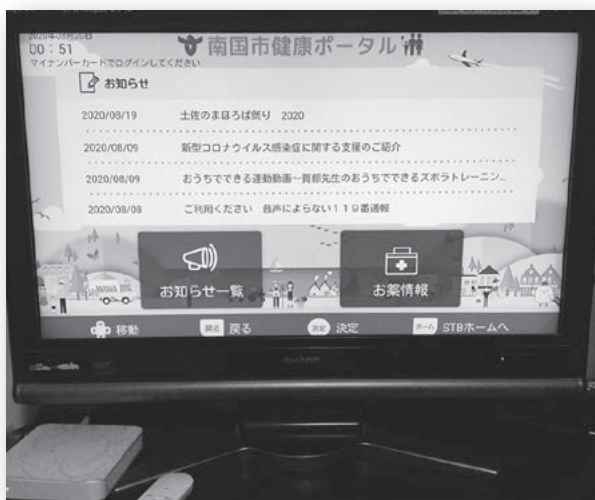
薬手帳の機能を持つサービス、それに加えて、テレビを利用したクラウドサービスの共通認証基盤と情報発信機能を持つポータルサービスの提供ができる事業者を選定し、事業を開始した。

また、この事業の一環として、両サービスに先行し、電子母子手帳「南国市母子健康情報サービス」の提供も始めた。このシステムは利用が若い方になるため、当面はスマホアプリとしての提供とした。一般に使われている同様のアプリと異なり、南国市健康管理システムから乳幼児健診や予防接種のデータと連携でき、利用者がデータを入力しなくてもよく、こちらも申し込みの際の本人認証にマイナンバーカードを利用することができるシステムとした。このサービスは、乳幼児健診や予防接種のお知らせがプッシュ型で配信されるため、受診漏れなどが防げると職員にも好評で、現在妊娠届をされた方全員に利用を進めている。(図2)

南海トラフ地震発生の確率が高まる中、大規模災害時にインターネットさえつながっていれば、支援を必要とする乳幼児や妊婦、慢性疾患を抱える方への迅速な支援につながる仕組みづくりになることも、この事業に取り組むきっかけとなった。

動画配信
コロナ禍にお知らせ機能を使った

サービス提供を本格的に始めたのは令和2



健康ポータルテレビ画面



市の健康づくりイベントでの普及促進

年4月、全国的にコロナウイルス感染症が広がっていた時期だった。本市では公民館やスポーツクラブでフレイルや生活習慣病予防のための運動教室を行っているが、緊急事態宣言とその後の自粛で教室の中止が数カ月に及び、参加者の運動機能などの低下が危惧された。そのため、市内の総合型地域スポーツクラブと連携し、自宅で気軽にできる運動動画の配信を開始。テレビ画面を見ながら運動できると利用者に好評だった。また、市民に向けてのメッセージや感染予防の情報なども積極的に配信した。このサービスは、大規模災害時に在宅避難をする方に情報を届ける手段としての利用も想定していたが、それに必要な機能の改善がコロナに間に合い、その機能

についても一定検証ができたと考えている。健康ポータルの利用者が準備するのは、インターネットの利用環境とテレビ。FAXで申請書を送り、事業者から届くIP-S-T-B（インターネット回線を経由してテレビに映像を配信するための端末）とカードリーダーを取り付けるだけだ。取り付けとマイナンバーカードを使った利用者登録は取り付け業者が自宅に向いてサポートするなど、日頃インターネットを利用し慣れない方を想定したサービスを行っている。

マイナンバーカードの普及とともに

健康ポータルサービスの利用には、マイナンバーカードを使った本人認証が必須である。本市のマイナンバーカード交付率は全国平均に比べ低調であったことから、利用者増がなかなか図れなかった。

マイナポイント事業の効果でカードの交付率が伸びていることは大きなプラスの要素だ。まだ認知度が低いことと、主なターゲットである高齢者層がインターネット利用に慣れていないことから利用者増には直接つながっていないが、窓口での案内、広報紙の利用など、いろいろな手段で周知を図り、多くの市民に利用していただきたいと考えている。

今後はマイナポータルにおいて、特定健診の記録や投薬情報の閲覧サービスが提供されることになっている。特定健診記録の閲覧は、健康ポータルでは実装にかなりの時間を要すると思われるため、実現することで、健診の受診率向上にもつながるのではないかと期待している。ただ、マイナポータルにアクセスするためにはスマートフォンなどの利用など、高齢者には少しハードルが高い部分があるとも考えられるので、現在サービス提供事業者には、マイナポータルへの入り口としての機能の実装を働きかけており、実現すればテレビを使ったアクセスが可能になる。

健康保険証とマイナンバーカードの一体化が本年3月から開始される。マイナンバーカードの普及にも一層力を入れ、このサービスの普及を図ることで、地域の活力を維持し、総合計画にうたう、「ひと」が輝く、「地域」が輝く、「まち」が輝く南国市につなげていきたい。